

## 中小企業退職金共済制度の概要

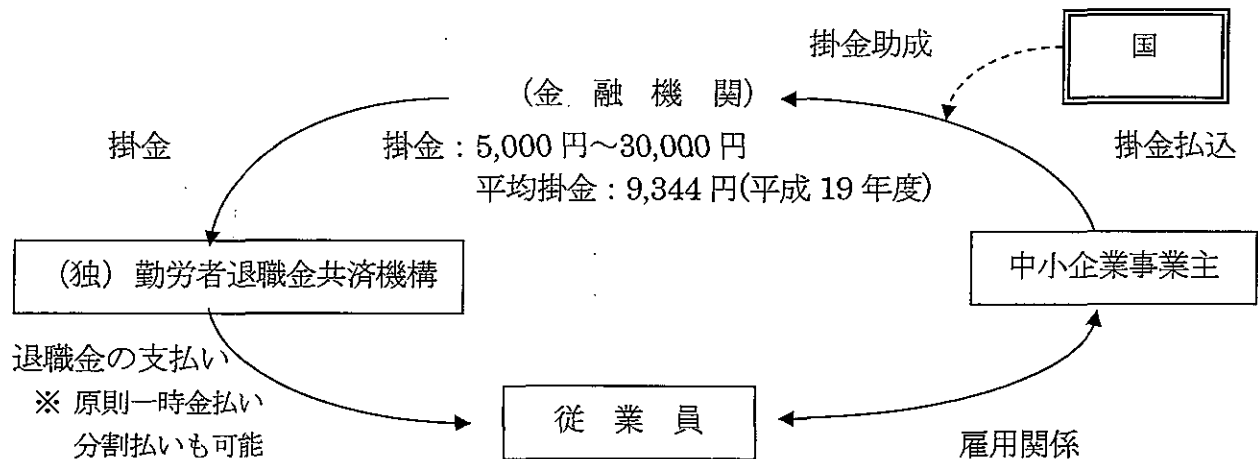
### 1. 制度の目的

中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

### 2. 中小企業退職金共済制度の概要

中退制度には、主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、厚生労働大臣が指定した特定の業種に期間を定めて雇用される労働者（期間雇用者）を対象とする「特定業種退職金共済制度」があり、現在、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒製造業及び林業が指定されている。

### 3. 一般の中小企業退職金共済制度の仕組み



#### 【制度の特色】

- ① 税制上の優遇
  - ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
  - ・ 退職金は一時金で受け取る場合には退職所得控除が、分割して受け取る場合には公的年金等控除が認められている。
- ② 掛金助成制度
  - ・ 新規加入の場合、原則として掛金月額額の1/2を1年間助成。
  - ・ 掛金月額引上げの場合、原則として引上げ額の1/3を1年間助成。
- ③ 退職金の額

退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数により固定的に定まる基本退職金（現在の予定運用利回り1.0%）と、機構の運用実績により付加される付加退職金の両者を合算したものとなる。

## 中小企業退職金共済制度の現況

### 1 新規加入状況

(単位: 件・人)

| 年度   | 共済契約者数 |        |        |       |    | 被共済者数   |                    |         |       |       |
|------|--------|--------|--------|-------|----|---------|--------------------|---------|-------|-------|
|      | 計      | 一般     | 建設業    | 清酒製造業 | 林業 | 計       | 一般                 | 建設業     | 清酒製造業 | 林業    |
| 15年度 | 25,703 | 14,936 | 10,726 | 1     | 40 | 557,540 | 356,946<br>(5,483) | 197,764 | 296   | 2,534 |
| 16年度 | 23,651 | 14,283 | 9,306  | 0     | 62 | 541,958 | 361,578<br>(6,486) | 177,756 | 220   | 2,404 |
| 17年度 | 24,965 | 16,821 | 8,100  | 4     | 40 | 603,552 | 438,120<br>(5,926) | 163,261 | 194   | 1,977 |
| 18年度 | 23,543 | 16,232 | 7,228  | 1     | 82 | 569,806 | 416,246<br>(6,656) | 151,309 | 183   | 2,068 |
| 19年度 | 22,910 | 16,060 | 6,772  | 1     | 77 | 562,785 | 415,249<br>(6,569) | 145,063 | 205   | 2,268 |

(注1) 被共済者数の項の一般の中小企業退職金共済制度の各欄における数値は事業所単位の新規加入者数及び従業員単位の追加加入者数の小計であり、下段( )は短時間労働者である。

(注2) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

### 2 在籍状況

(単位: 件・人)

| 年度   | 共済契約者数  |         |         |       |       | 被共済者数     |                       |           |        |        |
|------|---------|---------|---------|-------|-------|-----------|-----------------------|-----------|--------|--------|
|      | 計       | 一般      | 建設業     | 清酒製造業 | 林業    | 計         | 一般                    | 建設業       | 清酒製造業  | 林業     |
| 15年度 | 580,145 | 395,544 | 178,378 | 2,559 | 3,664 | 5,184,556 | 2,608,928<br>(36,272) | 2,496,783 | 33,515 | 45,330 |
| 16年度 | 576,788 | 387,954 | 182,634 | 2,547 | 3,653 | 5,295,148 | 2,643,685<br>(36,649) | 2,573,642 | 33,156 | 44,665 |
| 17年度 | 579,126 | 385,079 | 187,883 | 2,542 | 3,622 | 5,475,362 | 2,758,872<br>(36,775) | 2,640,192 | 32,899 | 43,399 |
| 18年度 | 577,630 | 382,436 | 189,104 | 2,535 | 3,555 | 5,612,730 | 2,842,440<br>(37,833) | 2,695,251 | 32,702 | 42,337 |
| 19年度 | 575,935 | 379,368 | 190,684 | 2,518 | 3,365 | 5,726,814 | 2,911,000<br>(38,596) | 2,742,168 | 32,224 | 41,422 |

(注1) 被共済者数の項の一般の中小企業退職金共済制度の各欄における下段( )は、短時間労働者である。

(注2) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

### 3 退職金等支給状況

| 年度   | 合 計          |               |                                 | 一般の中退<br>(上段:一時金払、下段:分割払) |                  |                      | 建設業         |               |                      | 清酒製造業       |               |                      | 林業          |               |                      |
|------|--------------|---------------|---------------------------------|---------------------------|------------------|----------------------|-------------|---------------|----------------------|-------------|---------------|----------------------|-------------|---------------|----------------------|
|      | 支給件数<br>(単位) | 支給総額<br>(百万円) | 1件当たり<br>支給金額<br>(分割払除く)<br>(円) | 支給件数<br>(件)               | 支給総額<br>(百万円)    | 1件当たり<br>支給金額<br>(円) | 支給件数<br>(件) | 支給総額<br>(百万円) | 1件当たり<br>支給金額<br>(円) | 支給件数<br>(件) | 支給総額<br>(百万円) | 1件当たり<br>支給金額<br>(円) | 支給件数<br>(件) | 支給総額<br>(百万円) | 1件当たり<br>支給金額<br>(円) |
| 15年度 | 402,956      | 480,645       | 1,221,473                       | 293,572<br>11,029         | 385,636<br>1,917 | 1,313,601<br>173,773 | 94,647      | 89,509        | 945,717              | 703         | 884           | 1,257,226            | 3,005       | 2,699         | 898,070              |
| 16年度 | 372,462      | 437,626       | 1,203,310                       | 273,107<br>10,253         | 351,823<br>1,776 | 1,288,224<br>173,266 | 85,850      | 80,819        | 941,395              | 574         | 768           | 1,337,372            | 2,678       | 2,440         | 911,286              |
| 17年度 | 356,109      | 411,727       | 1,181,383                       | 263,278<br>8,894          | 333,146<br>1,533 | 1,265,378<br>172,346 | 80,908      | 74,137        | 916,309              | 442         | 606           | 1,372,134            | 2,587       | 2,305         | 890,804              |
| 18年度 | 361,113      | 426,642       | 1,204,438                       | 270,201<br>8,038          | 348,941<br>1,385 | 1,291,414<br>172,311 | 80,190      | 73,798        | 920,286              | 372         | 459           | 1,234,323            | 2,312       | 2,059         | 890,459              |
| 19年度 | 373,479      | 472,839       | 1,287,619                       | 282,656<br>7,219          | 394,460<br>1,236 | 1,395,546<br>171,160 | 81,020      | 75,075        | 926,625              | 668         | 512           | 765,734              | 1,916       | 1,557         | 812,653              |

- (注1) 一般の中小企業退職金制度における分割払の「支給件数」は、支給期月毎の分割退職金の延べ支給件数であり、分割払の「1件当たりの支給金額」は、支給期月毎の分割退職金の額である。
- (注2) 平成19年度の退職金受給者の平均掛金納付月数は、一般121月、建設業109月、清酒製造業130月、林業124月(なお、平成18年度については、それぞれ、115月、108月、189月、135月)。
- (注3) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。
- (注4) 支給総額は単位未満を四捨五入していることから、合計が内訳と一致しない場合がある。
- (注5) 1件当たり支給金額については、円単位による支給総額と支給件数により算出している。

4 一般の中小企業退職金共済制度の平均掛金月額等の状況

(単位:円)

| 年度   | 平均掛金月額 |
|------|--------|
| 15年度 | 9,297  |
| 16年度 | 9,371  |
| 17年度 | 9,340  |
| 18年度 | 9,352  |
| 19年度 | 9,344  |

5 特定業種退職金共済制度の掛金日額の状況

(単位:円)

| 年度   | 建設業        | 清酒製造業 | 林業         |
|------|------------|-------|------------|
| 15年度 | 310 (10月~) | 300   | 460 (10月~) |
| 16年度 | 310        | 300   | 460        |
| 17年度 | 310        | 300   | 460        |
| 18年度 | 310        | 300   | 460        |
| 19年度 | 310        | 300   | 460        |

(注) 平均掛金月額は、各年度末時点のものである。

6 資産運用状況

(単位 百万円)

| 年度   | 計         |           |         |       |        |
|------|-----------|-----------|---------|-------|--------|
|      |           | 一般        | 建設業     | 清酒製造業 | 林業     |
| 15年度 | 3,948,730 | 2,981,748 | 943,825 | 8,065 | 15,092 |
| 16年度 | 4,004,837 | 3,051,057 | 931,817 | 7,547 | 14,417 |
| 17年度 | 4,393,216 | 3,423,751 | 948,340 | 7,255 | 13,869 |
| 18年度 | 4,550,792 | 3,588,811 | 941,475 | 7,049 | 13,457 |
| 19年度 | 4,425,296 | 3,496,479 | 908,554 | 6,749 | 13,514 |

(注1) 「独立行政法人会計基準」による。

(注2) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

(注3) 単位未満を四捨五入していることから、合計が内訳と一致しない場合がある。

## ○ 同居の親族の取扱いについて

### 同居の親族のみを使用する事業

- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第116条第2項

この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

同居の親族のみを使用する事業が適用除外（第116条第2項）である趣旨

- ・ 「同居の親族のみを使用する事業については、事業主とその他のものとの関係を一般の場合と同様の労働関係として取り扱うのは適当ではなく、また、家事使用人については、その労働の態様は、各事業における労働とは相当異なったものであり、各事業に使用される場合と同一の労働条件で律するのは適当ではないため、本法の適用を除外したものである。」（「労働基準法 上」厚生労働省労働基準局）
- ・ 「同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、通常の労働関係と異なった特徴を有する親族関係にある者の労働関係について、国家による監督・規制という法の介入が不適当であることから、本法の適用を除外したものである。」（「注釈労働基準法 上巻」東京大学労働法研究会）

### 同居の親族以外も使用する事業

- ・ 「同居の親族のうちの労働者の範囲について」（昭和54年4月2日基発第153号）（抄）

同居の親族は、事業主と居住及び生計を一にするものであり、原則として労働基準法上の労働者には該当しないが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立した労働関係が成立していると見られるので、労働基準法上の労働者として取り扱うものとする。

- (1) 職務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。
- (2) 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、①始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び②賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。

## ○ 使用従属関係に係る考え方について

### 労働基準法第9条の「労働者」の判断基準について

- ・「本条の労働者であるかどうかは、基本的には、事業に『使用される』者であるか否か、その対象として『賃金』が支払われるか否かによって判断される。」  
(中略)「労働者性の判断に当たっては、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素をも勘案して総合的に判断することが必要となる。」(「労働基準法 上」厚生労働省労働基準局)
  
- ・「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和60年労働基準法研究会報告)において具体的に示された判断基準は下記のとおり。
  - 1 「使用従属性」に関する判断基準
    - (1) 「指揮監督下の労働」に関する判断基準
      - イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
      - ロ 業務遂行上の指揮監督の有無
        - ① 業務の内容遂行方法に対する指揮命令の有無
        - ② その他
      - ハ 拘束性の有無
      - ニ 代替性の有無 —指揮監督関係の判断を補強する要素—
    - (2) 報酬の労務対償性に関する判断基準
  - 2 「労働者性」の判断を補強する要素
    - (1) 事業者性の有無
      - イ 機械、器具の負担関係
      - ロ 報酬の額
      - ハ その他
    - (2) 専属性の程度
      - イ 他社の業務に従事することについての制度上の制約又は事実上の困難
      - ロ 報酬に係る固定給部分の存在及び生活保障的要素の程度
    - (3) その他